

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 11 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の検査について

標記については、「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のウイルス検査キットの配布について」（平成25年3月12日付け事務連絡）に基づき、地方衛生研究所においての検査に加えて、結果が陽性となった場合は国立感染症研究所での検査を行う二重チェック体制で取扱ってきたところですが、今後は、二重チェックを不要とします。

なお、ウイルス分離、抗体検査やウイルスゲノム量の測定等の検査が必要な場合において、各自治体が国立感染症研究所への検査を依頼する場合には、従来どおり、国立感染症研究所においてこれらの検査を実施する旨、申し添えます。